

平成19年度第1回宮城大学法人化推進会議 会議要旨

- 1 日 時 平成19年5月31日(木) 10:00~正午
- 2 場 所 宮城県庁行政庁舎5階 総務部会議室
- 3 出席者 池戸委員,岡部委員,千葉委員,馬渡委員,三浦委員,村上委員,山田委員
(50音順)
- 4 会議の内容

総務部長挨拶要旨

本日は,お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

宮城大学の法人化につきましては,知事が昨年9月の県議会で平成21年4月を目処に宮城大学の法人化を図ることを表明してから10月に本推進会議を立ち上げ,設置者である県と馬渡学長をはじめとする大学の関係者の間で真摯に協議を進めて参りました。

こうした中,昨年度は,宮城大学の現状や課題を整理し,法人化による宮城大学の進むべき方向性について基本的な考え方を宮城大学の法人化基本方針として取りまとめたところでございます。

今年度は,この基本方針に基づき,法人の組織体制や運営体制など,法人化に向けたより具体的な制度の検討を行っていくこととなります。今回はその最初の会議となるわけですが,本日は,策定いたしました宮城大学の法人化基本方針について御報告さしあげますとともに,今年度のスケジュールのほか,法人の定款への規定事項につきまして,組織・運営専門部会で検討した結果を,委員のみなさまに御審議いただくことにしております。

法人化につきましては,先日の常任委員会の場で私の方から御報告を申し上げましたところでございますが,委員の方も熱心に興味を持って多くの貴重な御意見を寄せられ,非常に関心をもっていらっしゃると感じたところでございます。

法人化までの期間は2年間とそう長い期間ではございません。大学の教育研究の向上を目指していくことはもちろんのこと,県立の地域に開かれた大学としてよりよい法人化となるよう,慎重かつ活発な御審議をいただければ幸いに存じます。本日はよろしく願いいたします。

報告事項及び発言要旨

宮城大学法人化推進会議設置要綱の一部改正について

事務局から資料1に基づき,「宮城大学法人化推進会議設置要綱の一部改正」について説明した。質疑なし。

宮城大学の法人化基本方針について

事務局から資料2及び3に基づき,「宮城大学の法人化基本方針」について説明した。質疑なし。

協議事項及び発言要旨

平成19年度スケジュール(案)について

事務局から資料4に基づき、「平成19年度スケジュール(案)」について説明した。

(委員)

この時期までに、これは必ず決めなければならない、というものはありますか。

(事務局)

11月に定款案を最終決定、条文として成案化します。今回も含めて、11月までの3回の会議で決定できない事項については次回に先送りすることもできますが、11月以降に定款を審議することはないということを御理解いただきたいと思います。この推進会議の下部組織として専門部会がありますので、この場で御意見・指示をいただいたものについては、部会で十分に協議して、この会議の場では1回で決定できるような提示をしたいと考えています。

(議長)

このスケジュールにつきましては、日程も含め今後の目安としていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

法人の定款規定事項について

組織・運営専門部会の部会長から資料5及び6に基づき、「法人の定款規定事項」について、専門部会での検討結果を報告した。

資料5について質疑はなく、掲げている記載項目について今後検討し、詰めていくこととした。

資料6について、項目ごとに審議を行った。

【理事長と学長の関係】

(議長)

理事長と学長が一体型というのは、法律も原則としていますので、このとおりの整理でよろしいでしょうか。

(委員)

法人化の基本方針について、県議会の常任委員会に報告した際、議会からは、学長と理事長を同一とすることの権限集中に懸念を示されました。これについては、迅速・機動的な運営が可能となるなどの理由を説明し、「一体型」に御理解をいただきました。

(議長)

御異議がなければ、素案に沿って定款に記載することといたします。

【副理事長の設置，定数，職務権限等】

(委員)

素案にあります「業務を総理する」と「業務を掌理する」との違いは何でしょうか。

(事務局)

法律用語になりますが、「総理する」とは、条文の解説に、「法人の所掌事務をつかさどり、かつ、総合し、おさめることを表する」となっているとおり、大学全体を統括して運営するという意味合いだと思います。「掌理する」とは、事務を掌握しながら理事長の補佐をするという使い方になると思います。

(委員)

副理事長は、理事長に事故があるときのみでなく、平常時から常に法人を代表することになりますか。また、理事も代表権を有することになりますか。

(事務局)

地方独立行政法人法に基づき、副理事長については、常に代表権を有することになります。理事については、法律上は代表権を持たせていません。代表権を持つのは、あくまで、理事長と副理事長になります。

(議長)

この点については、他の法人についても同じような取り決めでしょうから、良く分かるように整理願います。

(委員)

現在、大学内の副学長2人は序列を決めておまして、同格では出来ないと考えています。副理事長については、総務・企画業務の権限を担うイメージを持っておまして、そういう意味では1人で良いと思います。理事長を含め、代表権を持っている人が3人もいるとなると、ちょっと問題があると思います。

(委員)

先行事例では副理事長を置かないところもあるようですが、実務上、理事長の代理職を置くことは妥当と考えられ、副理事長を置くことは、当然しかるべきではないかと思えます。人数としては、経営や教育における審議会もあるわけですし、執行機関の中で理事長を補佐するという意味では、副理事長1人というのは妥当と考えます。

(議長)

副理事長については1人置くこと、職務権限についても大筋素案をベースとして固めていくことにしたいと思います。

【理事の定数，職務権限等】【学外者の参画】【役員（理事）の常勤・非常勤】【役員（理事）の担当制】

(委員)

学外者の参画や役員の担当制をどうするかによって、理事の定数は全く異なってくると思えます。最初に、学外者の参画をどう考えるかで、私としては、理事を担当制とすることは職務に責任を持つ意味でも必要と思えます。そうした全てのくくりが決まらないと定数も固まらないということになりますので、本日、この場で全部決めることは難しいと思えます。

学外者の観点から考えますと、先行法人では、経営審議会の委員の半数は学外者とするところもあり、審議機関と理事会との兼ね合いでどう考えるかということにもなります。県議会においても、法人化しても県の共有の財産として、できるだけ客観性を保ってコミットメントしていきたいという意見がありましたので、理事にも学外者を入れて、しっかりと責任を持ってやっているとなれば、非常に県民には説明しやすいという点があります。

大学運営という観点から、先生方には、学外者を参画させるメリット、デメリットをお聞きしたいと思います。

(委員)

学外者の定義が問題で、常時学外に籍があって、法人の理事もなさるといふ兼務型の学外者は、理事の重要性などからいって難しく、理事をやっていただくには常勤が基本ではないか、と考えています。そこが担保されていて、任用の際に、その時の役員か職員でない方を学外者であるとすれば、それは大いに歓迎します。そういう気を入れて法人の運営をしていくべきではないかと思えます。県のOBの方、実務家、有識者もあるでしょうし、理事のうちどこかに教職員や役員でない方から任用する、そうした学外者の方は、むしろ有用なことではないかと思えます。人数を縛ることは適材適所がありますので厳しいかと思えますが、最低、入るようにしなければならないということであれば運用できるのではないかと思いま

す。

また、職務をきっちり定めることで、常勤の役員数が出ますので、その人数に見合わせて、理事長は必ず学外者を入れなければならない、副理事長も含めて複数の理事に学外者を入れなければならない、ということは、むしろ重要なことではないかと思えます。

(委員)

専門部会の検討における学外者の定義はありますか。例えば、経営の面に精通しているとか、イメージがあれば教えていただきたい。

(部会長)

部会では、大学の運営や教育について、一定の見識や熱意を持っている方を学外から探して入れることが良いのではないかということで、この場合、常勤か非常勤かということについては、財政的な面から見れば、常勤だと報酬等の経費がかかるので非常勤ということも考えました。ただし、理事会に来て意見を言うだけでは意味がないということから、常勤であることも必要ではないかとの意見がありました。

(委員)

非常勤では主体者意識がなく、評論家になってしまうとすると、ほんとに大学運営に有益なのかどうか。評価という意味では、評価委員会・審議機関もあるので、実際に大学運営をより良くしていくための専門性などを求めた時に、どういう人が求められるのかといったイメージを、もう少し作っていく必要があるのではないのでしょうか。

(部会長)

部会での検討の中で具体的なイメージはありませんでした。検討するところが多いので、今後検討をさせていただきます。

(事務局)

先行事例を見ると、学内者は常勤、学外者は非常勤としているところが多く、ほとんどのところで学外者を入れています。非常勤というと、別のところで働いているといった他の職との兼務と捉えがちですが、企業のOBとなっている方でも参画できるものと捉えています。そうしたイメージも部会では出ました。

(委員)

理事会の想定する開催頻度はどの程度ですか。

(事務局)

大学運営に関わることですが、月1回と決める方法もあります。ただし、法定事項ではありませんので、法人における決め方になります。

(委員)

理事の人数を決めるにも根拠が必要です。それによって、最低限の職務も決まります。学外者のメリットは色々あり、学内者と全く同じ能力を持った方が、よその観点でアドバイスをしていただくということもあれば、企業とのパイプをつくるなど特命的なものについては非常勤で良いということもあります。予算的なことを考えれば、最低の理事の数で実質的に大学として機能することを考えていかなければなりません。

(委員)

理事の担当制をどうするかによって、人数は決まってくると思います。現在は、副学長が総務企画、教育研究の2人となっていますが、法人化した場合は、総務企画のほか、教育研究は一人でやるのは大変なので教育、地域貢献を含む研究、さらに新たに人事労務、財務会計と、最低5つぐらいの業務が必要かと思えます。具体的には、副理事長が総務企画を所掌し、他の4つの業務を理事が担当するという考えです。定款に書かれることではないですが、こうしたことを踏まえて人数を決めるべきではないでしょうか。

(委員)

理事の定数については、「何人以内」と書くのですか。

(事務局)

書き方としては、そうなります。

(委員)

学外者は理事長も想定していますか。また、資料の10頁の素案には、「しなければならない」との表現になっていますが、「置くことも出来る」では駄目なのでしょうか。

(事務局)

学外者については、理事のみを想定しています。

また、法律的には、学外者の規定は国立大学法人法にはありますが、地方独立行政法人法にはありません。ですから、資料の10頁の記載は、学外者を置く場合の記載案で、置かない場合には記載しなくても良いということになります。

(委員)

「しなければならない」とした場合の方が、県立大学としてのアピール効果がありますし、今、どこの法人でも学外者が入って有益にやっていると聞いています。また、人事労務や財務会計といった、大学の教員にとっては得意でない分野も出てきますので、「置かなければならない」として、最低1人は入れておけば良いと考えます。

(委員)

学外者の知見は大事だと思いますが、理事以外に置く方法はないものか、他のところで置くことが出来ればそれで良いのではないかと思います。

また、理事について、常勤と非常勤で職務権限を変えることが出来るのであれば、学外者の参画を謳っておいても良いと思います。

(議長)

多くの御意見が出されまして、この場で決めていくということではできません。これら御意見は、今後専門部会などで検討していく中で留意していただければと思います。他に御意見はございませんか。

(委員)

国立大学法人の場合は、理事又は監事に学外者を入れることになるのですか。どちらに入れても良いということになりますか。

(事務局)

国立大学法人法では、「それぞれ」となっているので、理事又は監事のどちらにも学外者を任命することになります。

(委員)

宮城大学の場合も、国立大学に倣って理事と監事にそれぞれ学外者を入れることになりますか。

(事務局)

監事については、設立団体が決めることになりますので学外者から任命します。理事については、理事長が任命することになりますので、そこで学外者を入れるか入れないか、その場合は常勤なのか非常勤なのかの議論になってきます。これは審議会でも同じことですが、大学にとって役員会と審議会のどちらに重きを置くのかによっても異なってくるので、そうしたことも踏まえた上で、学外者をどこに入れるのか、常勤なのか非常勤なのかの整理が必要になってきます。

(委員)

理事の日常的な仕事として、理事会がなくても理事長と頻繁に打合せをしていけるようにするためには、常勤という位置づけが必要となってきます。副理事長が1人で良いということは、見方を変えると、副理事長と理事が一緒になって理事長をフォローするという前提があると思います。

また、理事に学外者を置かない場合には、県民から見た時に、なぜ置かないかの説明が必要であり、その点も含めた検討が必要だと思います。

(議長)

理事の定数については、必要な業務を整理していくこと、また、県民の視点は大事であり、この双方の兼ね合いで議論していく必要があると思います。

(事務局)

設立団体の財政状況にもよると思いますが、最近の事例では、理事の定数を押さえている傾向があります。

また、4つの担当業務があり定数を「4人以内」とすると、担当業務が増える都度、定款を変更しなければなりません。最初に上限を決めておいて、どのような担当を置くかは法人の理事長に任せることや学外者は担当を設けない無役の理事とし、上限の中には入れておいても良いのではないかと、という意見も専門部会では出ました。

(委員)

理事の学外者については予算の関係もありますので、成功している事例があるかどうかも含めて検討していただければと思います。

(事務局)

非常勤の場合、先行事例では、報酬を年額で決めているところもありますが、多くは日額報酬としています。

(議長)

時間の関係もありますので、今日出された意見を十分踏まえた上で、専門部会で早急に詰めていただき、次回の推進会議まで検討していただければと思います。

【監事の定数等】

(委員)

監事については、非常勤のイメージですか。

(事務局)

そのイメージです。

(議長)

御異議がなければ、素案に沿って定款に記載することといたします。

【役員の任期】

(委員)

学長の任期の2年以上6年を超えない範囲については、再任の期間も入っているのでしょうか。

(事務局)

再任の場合は、新たに2年以上の任期になります。

(委員)

再任の期間も法人の規程で決めることになるのでしょうか。最初の任期が1年では法人初期の助走期間が終了するとは思えないので、少なくとも2、3年は必要ではないでしょうか。

(事務局)

再任の期間については、法定事項ではないので法人の規程で決めることになります。

(委員)

任期については、大学でも議論途上の状態ですので、学内での考え方を整理していただく必要があると思います。中期目標の期間が6年間であることから、その期間を念頭に置く必要があり、再任も含めてあまり任期を細切れにするのはどうかと思います。

(議長)

短時間の議論ではかなりの整理が必要と感じています。この場で全てを決めていくのは難しい面もありますので、専門部会でしっかりと検討をしていただければと思います。

次回の日程については、7月12日の方向でお願いします。

以上